

R3教生生第162号
令和3年4月5日

各生涯学習事業運営代表者 様

仙台市教育委員会
教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業の休止期間の延長について
【新型コロナウイルス感染症関係】

学校を活動場所とする各種生涯学習事業の休止については、令和3年3月25日付R2教生生第3202号にて通知していたところですが、今般、県独自の緊急事態宣言に加え、本市に4月5日（月）から5月5日（水）まで「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、下記の取扱いといたしますので、お知らせいたします。なお、今後の状況を踏まえ、本件の取扱いに変更が生じる場合は、改めて通知いたします。

各運営団体代表者の皆様におかれましては、これまでも感染拡大に向けた取り組みにご協力頂いていることと存じますが、仙台市内における感染拡大防止に向けた取り組みにご理解を賜りますようお願い致します。

記

1. 各種生涯学習事業は、令和3年5月5日（水）まで休止期間を延長する。
 2. 本通知の対象となる各種生涯学習事業は、以下の事業とする。
 - 社会学級
 - 学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）
 - 放課後子ども教室事業
 - マイスクールプラン21推進事業
 - 学校図書室等開放事業
 - 土曜日の教育支援体制等構築事業
- ※ 活動場所が学校施設外であっても、感染症拡大防止を第一とし活動を自粛して下さい。

担当：生涯学習課
電話：022-214-8887